

熊本県知事が行う、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく公立大学法人熊本県立大学(以下「法人」という。)の第2期中期目標の期間の終了時における検討に当たり、熊本県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)として、次のとおり意見を述べる。

熊本県知事におかれては、本意見を尊重いただき、この内容を第3期中期目標に適切に反映していただきたい。  
 なお、法人に対しては、本意見の趣旨を法人の策定する第3期中期計画に反映させるよう通知していただきたい。

### 1 業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討

法人は、第2期中期目標を達成するために実施した様々な取組について、評価委員会による業務実績評価(以下「年度評価」という。)及び認証評価機関による評価\*1(以下「認証評価」という。)を受けているため、これらを踏まえ、法人に業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行った。

#### (1) 年度評価

平成24年度から平成28年度までの年度評価の結果は、次のとおりである。

#### 【全体的な評価】

法人は、第2期中期目標の達成に向けて意欲的に取り組み、6つの視点での評価\*2においては毎年度20項目程度評価されており、着実な成果を挙げている。

また、各年度の年度評価で課題とされた事項についても、次年度において概ね改善を図ってきている。

さらに、「教育研究等の質の向上」以外の項目については、すべての項目が毎年度「年度計画を順調に実施している。」という評価である。

以上のことから、第2期中期目標の期間の終了時において当該目標を達成することが見込まれる。

#### 【主な成果】

教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立水俣病総合研究センターとの連携大学院にかかる協定締結により、水銀研究留学生が毎年1～2名入学した。</li> <li>全学共通教育「もやいすと育成システム」の構築により地域での実践的・総合的な教育が充実した。</li> <li>震災復興をテーマにした「もやいすと育成プログラム」を実施した。</li> <li>食育推進プロジェクト等の食育・健康に関する取組を推進した。</li> <li>SA制度*3を活用した授業の双方向性を伸ばす学修プログラムを展開した。</li> <li>管理栄養士国家試験合格率が上昇した。</li> <li>就職支援の充実により就職率が上昇した。</li> </ul>
研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究」が毎年度着実な成果を挙げた。</li> <li>科学研究費補助金への教員の応募を義務化したことにより研究活動が活発化し、学术论文数や学会発表数が増加した。(応募率100%を4年連続で達成)</li> <li>外部研究資金の獲得件数等が増加した。</li> </ul>
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等との包括協定により地域貢献活動を推進した。</li> <li>熊本地震からの復興支援につながる研究活動や、復旧・復興に向けた大学の役割についてのシンポジウムを実施した。</li> <li>県の主要施策である「くまもと県南フードバレー構想」に参画し、事業を推進した。</li> </ul>
学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金制度、授業料減免制度等により、学生に対する経済的支援を実施した。</li> </ul>
業務運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システム整備、複合機一括調達によりコスト削減を図った。</li> <li>エコ・アクションプランを策定し、経費削減に取り組んだ。</li> </ul>

#### 【今後改善すべき課題】

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院の一部の研究科において学生の収容定員充足率が低下傾向にある。</li> <li>一部の学部・学年でキャップ制*4が導入されていない。</li> </ul>
----	---

#### (2) 認証評価

法人が平成28年度に(公財)大学基準協会の認証評価を受審した結果は、次のとおりである。

#### 【評価結果】

「貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。」  
 認定の期間は、平成36年3月31日までとする。

#### 【提言内容】

長所として特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;教育課程・教育内容&gt; 「もやいすと育成システム」の構築等により、学生が主体的に学ぶ力を養成し、地域社会に貢献する人材を育成する教育課程となっていることは評価できる。</li> <li>&lt;学生支援&gt; 就職内定を受けた4年次生をアドバイザーに指名し、3年次生を対象に業種別の就職相談を行っている「チューデント・アドバイザー制度」は、県内就職希望者が多い貴大学の特性に応じた就職支援であり、実際の就職活動について経験者から助言を受けられる仕組みとして評価できる。</li> </ul>
改善勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;教員・教員組織&gt; 環境共生学部居住環境学科では、大学設置基準上必要な専任教員数が1名不足しており、また、原則として必要な教授数も1名不足しているため、是正されたい。</li> </ul>
努力課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;教育課程・教育内容&gt; アドミニストレーション研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。</li> <li>&lt;教育方法&gt; 文学部の4年次、総合管理学部及び環境共生学部においては、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。</li> </ul>

なお、改善勧告のあった環境共生学部居住環境学科の専任教員数及び教授数については、平成29年4月1日付けの教員の採用及び内部昇任により改善されている。

### 2 検討結果

#### (1) 「業務継続の必要性」について

これまでの評価等から検討次に掲げる～の内容を勘案すると、法人が、県との連携の下、引き続き業務を継続することが妥当と考える。

- 概ね第2期中期目標の達成が見込まれること
- 大学基準に適合している旨の認定を受けたこと
- 県内の人材育成に貢献していること
- 地域社会の課題解決に貢献していること
- 安定した大学運営を行っていること

#### (2) 「組織の在り方その他組織及び業務の全般」について

「組織の在り方その他組織及び業務の全般」について検討した結果、次に掲げる事項のうち、継続・発展を期待する事項については大学の特徴を伸ばすために更なる充実・推進を図り、改善が求められる事項については所要の取組が進められるべきと考える。

#### 継続・発展を期待する事項

- 熊本地震からの創造的復興を支援する各種取組・研究等の推進
- 「もやいすと育成システム」による地域社会に貢献する人材の育成
- 独自性のある研究や地域課題解決に貢献する研究活動の推進
- 包括協定を締結した市町村等との連携による地域貢献活動の推進
- 学生に対する経済的支援の充実

#### 改善が求められる事項

- 大学院(文学研究科及びアドミニストレーション研究科)の学生の収容定員充足率の上昇
- アドミニストレーション研究科博士後期課程のカリキュラムにおけるリサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた教育内容の提供
- 文学部の4年次、総合管理学部及び環境共生学部におけるキャップ制\*4の導入

\*1 学校教育法に基づき、教育研究内容・組織等が大学基準に適合しているかを評価する。

\*2 顕著、独自、新規、着実、注目、課題の6つの視点による評価

\*3 学生による教育補助(Student Assistant)

\*4 1年間に履修登録できる単位数の上限を設定する制度